

甲賀市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）
（第4期特定健康診査等実施計画）中間見直しについて

1. 見直しの趣旨

本市では、被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図ることを目的として「甲賀市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）（第4期特定健康診査等実施計画）」を令和6年3月に策定し、被保険者の健康課題に応じた保健事業の取組を進めてまいりました。

策定から2年が経過し令和8年度は中間年度にあたることから、計画の進捗状況や社会情勢等の変化を踏まえ、本計画の中間見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国民健康保険法第82条に規定する保健事業の実施計画（データヘルス計画）及び高齢者の医療の確保に関する法律第19条に規定する特定健康診査等実施計画を一体的に策定する計画として位置付けるものです。

3. 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

※計画期間については変更なし

4. 見直しの方向性

・県が策定する滋賀県国民健康保険保健事業実施計画並びに第2次甲賀市総合計画第3期基本計画の策定の方向性や、本市が策定する他の計画等との整合性を図り見直しを行います。

・特定健診等の結果やレセプトデータ等の健康医療情報を収集し、計画の目的、目標の達成状況及び事業の実施状況、社会情勢や健康課題の変化等を踏まえた見直しを行います。

5. 見直し体制

- （1）甲賀市国民健康保険運営協議会に諮問します。
- （2）計画見直し段階においてパブリックコメント制度を活用します。
- （3）計画の実効性を高めるため、滋賀県や滋賀県国民健康保険団体連合会、外部有識者等と連携・協力して策定を行います。

7. 事業評価、見直しについて

(1) 健康課題、保健事業全体の目的・目標の振り返り、方向性の確認

(2) 個別保健事業の評価

評価方法：計画策定時（令和5年度）と比較し、次の4段階で分類し評価します。

評 価	
a	改善している
b	変わらない
c	悪化している
d	評価困難

(3) 事業の進捗、目標達成度に対する意見等の集約

(4) 評価を踏まえ必要に応じ令和9～11年度に向けて目標値や個別事業の見直し等

8. 今後のスケジュール

令和8年10月	甲賀市国民健康保険運営協議会 素案・答申
11月	議会報告（計画案）
12月	議会報告（パブリック・コメント実施）
令和9年 1月	パブリックコメント
3月	議会報告（パブリック・コメント結果、計画策定）